

FASB の金融商品の開示について (3)

大塚宗春

- I FASB の金融商品問題への取り組み
- II 公開草案「金融商品の開示」(1987年)
- III 公開草案「金融商品の開示」(1987年) に対する反応
以上360・361号
- IV 基準書105号「オフ・バランス・シート・リスクをもつ金融商品および信用リスクの集中している金融商品についての情報の開示」(1990年3月) の公表
以上362号

V 基準書107号「金融商品の公正価値の⁵⁸⁾」(1991年12月) の公表

FASB は金融商品の開示プロジェクトの第二の局面を扱う公開草案「金融商品の市場価値の開示⁵⁹⁾」を1990年12月に公表した。この公開草案に対し、204通のコメント・レター⁶⁰⁾が寄せられた。また、1991年5月29日と30日の両日に開催された公聴会では19の機関および個人が公開草案に対し意見を述べた。さらに公開草案で提示された開示のフィールド・スタディーに参加した8の事業体の結果などを総合的に検討し⁶¹⁾、「公正価値情報は投資家、債権者およびその他の利害関係者が事業体の投資および財務戦略の結果、すなわちその業績を

評価するのをより可能にする⁶²⁾」との結論を得て、FASB は基準書107号「金融商品の公正価値の開示」を1991年12月に公表した。

1 公正価値情報開示の意義

基準書では、公正価値を「強制販売または清算販売以外で、金融商品が自発的当事者間の現時点での取引で交換されうる金額⁶³⁾」と定義している。公開草案では公正価値でなく市場価値という用語を使用していたが、基準では公正価値という用語に変更した。公開草案では市場価値という用語を市場が活発であるか否かを問わず、また発行市場にも流通市場にも適用していた。しかし、一部の人は、市場価値という用語を活発な流通市場で取引されている項目にのみ関連させているので、混乱を避けるため、基準書では公正価値という用語を用いている。

公正価値情報の開示が要求された理由は、それが利害関係者の意思決定にリバントな情報であるからであるが、より具体的に言うと次のようになる。

金融商品の公正価値は金融商品から期待される将来のキャッシュ・フローの現在価値についての市場の評価を表している。投資家や債権者は将来のキャッシュ・フローの額、時期及び不確実性を予測するのに関心を持っている。それはこれが将来彼らにキャッシュ・フローとして流入する源泉であるからである。公正価値に関する定期的情報開示はこれらの利用者の予測形成や期待の確認・修正に大いに役立つ⁶⁴⁾。

次に、公正価値情報は投資家、債権者およびその他の利害関係者が事業体の投資および財務戦略の結果、すなわちその業績を評価するのをより可能にする。たとえば、公正価値に関する情報は事業体が変動金利でなく固定金利で借り入れをする意思決定をした結果を示している。さらに、金融商品についての市場価値は金融商品の支払能力の指標として有用であるとの指摘もある⁶⁵⁾。

2 基準書の内容

基準書は、すべての金融商品（金融資産・金融負債）について貸借対照表に認識されているか否かには関係なく、公正価値の開示を次のように要求している。

(1) 金融商品の公正価値の見積りが実務的に可能である場合には、公正価値を財務諸表の本体または付属する注記で開示しなければならない。この場合、見積りに用いた方法と重要な仮定を開示しなければならない⁶⁶⁾。

市場相場価格が入手できる場合には、それが金融商品の公正価値の最善の証拠である。市場相場価格が入手できない場合には、公正価値についての経営者の最善の見積りは類似の特徴を持つ金融商品の市場価格に基づくか、評価技法、例えば将来のキャッシュ・フローの見積りをそのリスクに応じた割引率で割り引いた現在価値、オプション価格決定モデルまたはマトリックス・プライシング・モデル、に基づいて行われる⁶⁷⁾。

(2) 預金債務の公正価値を見積るに当たって、金融機関はコア預金の無形価値として知られている預金者との長期的関係の価値を考慮すべきではない。満期日のない預金債務について開示されるべき公正価値は報告日において要求に応じて支払うべき金額である。この基準書は事業体が非金融無形資産・有形資産及び非金融負債のいずれについてもその公正価値の見積りを開示することを禁ずるものではない⁶⁸⁾。

(3) 公正価値の見積りが実務的に可能でない場合には、以下の開示が要求される⁶⁹⁾。

- a) 帳簿価額、実効利率および満期日など金融商品の公正価値の見積りに適切な情報
- b) 公正価値を見積ることが実務的に可能でない理由

実務的に可能でないとは公正価値の見積りのためには過大な費用が発生するという意味である。これはダイナミックな概念で、ある事業体にとっては実務

的に可能であっても別の事業体にとっては可能でないこともあるし、ある年度は可能でなくても別の年度は可能であることもある。

(4) 基準書は、一部の金融機関を除き原則としてすべての金融資産と金融負債について、それが貸借対照表に計上されているか否かにかかわらず、公正価値を開示することを要求している。

3 公正価値の見積り

公正価値の見積りが実務的に実行可能である金融商品は見積り方法から次の三つに大別できる。

- (1) 貸借対照表上の価額が公正価値を表している金融商品
- (2) 市場相場価格により公正価値が見積られる金融商品
- (3) 市場価格が得られないため、割引キャッシュ・フロー法、オプション価格決定モデル等の評価方法を用いて公正価値を見積る金融商品。

金融商品を最も多く抱えていると思われる金融機関について、上記に分類される主な金融商品をあげると以下のようなになる⁷⁹⁾。

貸借対照表上の価額が公正価値を表している金融商品

現金及び銀行預け金

利付銀行預け金

フェデラル・ファンド貸出金／借入金

未収利息／未払利息

売戻条件付買入有価証券／買戻条件付売却有価証券

要求払い預金債務

支払承諾および引受手形

市場相場価格により公正価値が見積られる金融商品

市場性ある負債有価証券及び持分有価証券

商品有価証券

住宅担保付貸出金及びクレジット・カード・ローンのように流通市場が存在する貸出金

公開取引されている長期債務

外国為替契約

先渡し及び先物取引

オプション取引

金利スワップ契約

市場価格が得られないため、割引キャッシュ・フロー法、オプション価格決定モデル等の評価方法を用いて公正価値を見積る金融商品

商業不動産貸出金及び商業及び工業貸出金のような貸出金

超過手数料未収金／未払金 (excess servicing fees receivable/ payable)

定期預金債務

連邦住宅貸付銀行からの前受金のような借入金

金融保証

信用供与コミットメント

信用状

4 基準書による開示と反応

基準書107号は1992年12月15日以降に年度末を迎える会計年度から適用されているが、基準書に従って最初の年度の財務諸表が公表された1992年度の年次報告書により開示の実態を明らかにすることにする。

大手監査法人である KPMG は銀行持株会社104社の公正価値情報開示実態を調査するとともに、財務諸表の作成者と利用者が公正価値情報に対してどのように反応したかを調査し、その結果を「金融商品の公正価値—開示と反応⁽⁷⁾」と題する本にまとめている。この本により米国での公正価値情報の開示実態とそれに対する反応を明らかにしたい。

(1) 開示の方法

基準書107号によれば、事業体は公正価値情報を財務諸表の本体、単一の注記または各種の注記のいずれに含めるかを選択できるが、1992年度の実態は表5の通りであった。

表5 公正価値情報開示箇所

単一の包括的注記のなかで	75%
複数の注記のなかで	25%
財務諸表の本体の中で	0%

表5からわかるように、財務諸表の本体で公正価値情報を開示している例はなく、ほとんどが単一の包括的注記の中で開示していた。複数の注記で開示している例としては、貸出金の公正価値について貸出金の注記中で行っていることがあげられる。

48%は帳簿価額と公正価値を表形式で開示していた。45%は表と説明文の両方で開示していた。説明文のみであるのは7%にすぎなかった。

(2) 開示内容

公正価値の見積りは見積りに当たって用いられた仮定に大きく依存し、仮定が変化すれば見積りも大きく変化するという不確実性がある。この点を公正価値情報の利用者は十分理解しなければならないが、金融機関の71%は公正価値の見積りが仮定に大きく左右されることを読者に警告している。

基準書107号は公正価値の見積り、公正価値の見積りに用いた方法及び仮定を開示することを要求しているが、どの程度詳細に開示すべきかについては具体的な指針を示していないので、金融機関により違いが見られる。見積りに関する主な要因の開示状況は表6の通りである。

それぞれの金融商品についてその公正価値の見積りは、市場相場価格によったとか割引キャッシュ・フロー法によったといった見積りの方法について98%の金融機関が開示しているが、読者にとって公正価値が真に意味のある情報と

表6 見積り要因の開示状況

各金融商品の公正価値見積りの方法	98%
公正価値の見積りは仮定の変化にゆだねられること	71%
割引率	7%
満期日までの平均期間	3%
平均金利	3%
その他の関連する仮定	15%

なるにはさらに詳細な情報が必要である。たとえば公正価値は割引キャッシュ・フロー法によって見積られたと開示されていてもこの見積値はキャッシュ・フローの見積り及び用いられた割引率いかんによりいかようにも変わらうものであるが、割引率を開示しているのは7%にすぎない。見積りに使われたその他の関連する仮定を開示している金融機関も15%だけである。このように公正価値情報を利用しようとするものの立場からすると、企業間の比較をすることはむずかしいことがうかがえる。

(3) 自発の開示

基準書107号では非金融資産・負債についてもその公正価値を自発的に開示することが認められているが、開示を要求していない主な事項についての自発の開示状況は表7の通りであった。表7は各項目について、公正価値を開示している割合と公正価値について論じてはいるがその数値は開示していないものの割合を示している。

非金融資産・負債について公正価値を開示している割合は少ないことが分かる。

5 基準書による公正価値の開示に対する作成者及び利用者の反応

KPMGの調査は基準書による公正価値の開示に対する作成者及び利用者の見解をいくつかの質問を通じて明らかにしようとした。作成者側に対する質問は44問であったがすべて多項式選択形式で、どの質問にもコメントを付すこと

表7 開示を要求していない事項の自発的開示状況

	公正価値開示	公正価値論ずれど見積り開示せず
コア預金の無形価値	11%	51%
クレジット関係	11	22
リース契約またはリース債権	2	10
持分法で会計処理された投資または連結子会社への持分投資額	1	2
土地建物及び設備	1	21
トラスト部門	1	16
のれん	0	12
年金及びその他の繰り延べ報酬についての雇用者債務	0	2
保険契約	0	2
フランチャイズバリュー	0	7

ができる欄を用意した。46の回答が得られた。アメリカの銀行持株会社に対し送付された質問書に加えて、公正価値の有用性、データ収集のための努力、将来の公正価値開示に関する意図、新たに市場でなされた公正価値情報に対する全般的印象についてインタビューを行った。

財務諸表の利用者は多岐にわたるが、もっとも財務諸表を利用すると思われる金融機関アナリストを利用者として選び質問書を送付した。質問は全部で15問ですべて多項式選択形式で、どの質問にもコメントを付すことができる欄を用意した。22の回答が得られた。この回答に加え、各種の投資家、格付け機関及び証券調査機関の代表者に公正価値情報の有用性、比較可能性及び1992年度の開示の一般的印象についての見解を求めた。

この結果を以下で示すことにしよう⁷²⁾。

(1) 制度的情報

公正価値を見積るための情報はいかにして収集されているかを作成者に質問したところ、もっとも多かったのは表8の三つであった。

これらの回答から作成者は公正価値の見積りプロセスをコントローラー機能

表8 公正価値の見積り主体

コントローラー部門を通じて集中的に集める	72%
特定の金融商品の公正価値の見積りに責任のある各部門がそれぞれ分権的に見積る	11%
資産・負債管理委員会が集中的に見積る	11%

表9 公正価値の定期的更新

更新する	26%
更新しない	72%
回答なし	2%

によりもっともよく処理される会計及び報告問題とみなしていることがうかがえる。

また、特定の金融商品について公正価値の見積りをすべきかどうかを決定するのに重要性の基準が適用されたかどうかについては適用したのが63%で、37%が適用しなかったであった。

特定の金融商品の公正価値を見積ることが実行可能でなかったかどうかを質問したところ、15%が見積ることが実行可能でなかったと、85%は見積ることが実行可能であったと答えた。公正価値を見積ることが実行可能でないとした15%があげた金融商品としては以下のものであった。

ローン・コミットメント、 クレジット・カード・コミットメント、
ホーム・イクイティ・コミットメント、 スタンバイ信用状、 商業信用状、 外国為替コミットメント

将来、中間財務報告目的のために定期的に公正価値を更新することを計画しているかどうかを質問したところ表9のようになった。

更新すると答えたものについて、更新した公正価値を開示するかどうかを質問したところ、開示するは42%で、開示しないが58%であった。内部管理目的のためだけに利用しようとするのが多いことが分かる。

表10 公正価値開示に対する利用者の評価

	大変 良い	良い	普通	やや 悪い	価値 無し
予測方法の説明		13%	41%	23%	23%
仮定の説明		14%	27%	45%	14%
公正価値見積り計算に関する詳細		14%	18%	45%	23%
公正価値表現における限界の説明	5%	14%	36%	18%	27%
市場価格の情報源		14%	23%	36%	27%
割引率		13%	32%	32%	23%
キャッシュ・フローの見積り		9%	27%	32%	32%
公正価値が仮定の変化に左右されやすいこと		4%	14%	50%	32%
貸出金の公正価値の開示の程度		5%	32%	45%	18%
非常業資産の開示の程度		14%	22%	50%	14%
オフ・バランス項目の開示の程度		14%	32%	41%	13%
開示の全般的質		5%	41%	36%	18%

(2) 公正価値情報の有用性とその質の認識

a) 公正価値開示に対する利用者の質的評価

公正価値の見積りの方法、そこでの仮定等について開示が質的に見て十分であるかどうかについての利用者による5段階評価の結果は表10のとおりであった。

公正価値の見積りが開示されたとしても、それがどのようなプロセスで計算されたのかが明らかにされなければ、企業間の比較もまた数値の信頼性も得られない。そこで見積り値にいたるプロセスの開示程度について利用者がどのように評価しているかが質問されたわけであるが、全般的評価として半数以上が不満を表明している。個々の点についても半数近くが不満を表明しており、特に仮定如何により公正価値の値が変化することをきちんと説明していないことに対し8割以上が不満を感じていることがうかがえる。公正価値見積り計算の詳細が述べられていないと6割以上が感じている。

b) 各金融商品別の公正価値情報の有用性

金融商品別にその公正価値情報がどの程度有用であったかについての利用者

表11 金融商品別の公正価値情報有用性の評価

	非常に有用	有用	普通	ほとんど有用でない	有用でない
貸出金	5%	32%	9%	27%	27%
預金債務	5%	23%	18%	9%	45%
長期債務	5%	36%	18%	5%	36%
金融保証		41%	5%	9%	41%
コミットメント		36%	14%	9%	41%
信用状		32%	5%	14%	45%
スワップ、オプション、先物等	9%	41%	14%	14%	18%

表12 公正価値情報有用性の期待と評価

	非常に有用または有用とした割合	
	実施前の期待	実施後
貸出金	65%	37%
預金債務	58%	28%
長期負債	65%	41%
金融保証	61%	41%
コミットメント	51%	36%
信用状	66%	32%
スワップ、オプション、先物等	86%	50%

の反応は表11の通りであった。

非常に有用または有用であるとする割合はスワップ・オプション・先物等を除けばすべて50%を下回っており、公表された公正価値情報の有用性があまり高くなかったことがわかる。基準書実施前に調査したところでは各金融商品の公正価値が公表されたならばそれが有用な情報であるとしていた利用者の割合はかなり高かった。そこで金融商品別に基準書実施前と実施後で非常に有用または有用とした割合がどのように変化したかを表形式で示すと表12のようになる。

実施前と比べて実施後大きく有用性が下落したのは、貸出金、預金債務、信用状及びスワップ・オプション・先物等についてであった。作成者側ではもと

表13 公正価値開示からの学習

	作成者側	利用者側
新しいことが得られた	11%	18%
何も得られなかった	87%	82%
回答無し	2%	0%

もと公正価値の開示には消極的であったが、利用者側はその有用性にかなり大きな期待を抱いていたが、実際に開示されると企業間での見積り値の計算方法や仮定の違いなどから企業間比較等に大して役立たないと考えるようになったことがよくわかる。

(c) 公正価値の開示から学んだこと

公正価値の開示実務を通して作成者側及び利用者側が何か新しいことを学んだかを質問したところ表13の回答が得られた。

新しいことの内容として作成者側では次のことをあげていた。

- ・ 情報収集システムは当初予想したより立派であったが、値それ自体は有用性に限界があった。
- ・ オン及びオフ・バランス金融商品の理解が深まった。
- ・ 貸出ポートフォリオの公正価値は貸出金の正味帳簿価格と著しく異なることはない。

利用者側で指摘された新しいことの例には次のものがあげられた。

- ・ 貸出ポートフォリオは過小評価されている。
- ・ 負債の公正価値が明らかとなった。
- ・ 不履行の場合に起こりうること。

(3) 指標としての公正価値

金融機関の財務力を評価するに当たり公正価値情報が財務諸表の利用者に有用かどうかを作成者はコメントするよう求められた。利用者は金融機関の財務力及び将来の潜在的収益力の指標としての公正価値についての見解を求められ

た。

表14, 15はその回答である。

作成者の回答

表14 財務力の決定に当たり公正価値が有用である程度

非常に有用	0%
やや有用	4%
有用	13%
ほとんど有用でない	48%
有用でない	35%

利用者の回答

表15 財務力の指標としての公正価値

指標として役立つ	9%
指標としてやや役立つ	27%
指標として役立つたない	64%

表16 業績予想等への公正価値情報の利用

利用するつもり	18%
利用しない	82%

作成者の8割以上は公正価値情報が金融機関の財務力の評価に当たり有用であるとは考えていない。財務諸表の利用者のうち6割強は財務力の指標として公正価値情報を利用してはいない。作成者も利用者もそのほとんどが公正価値を財務力の指標としては利用できないとしていることがわかる。

財務諸表の利用者に金融機関の業績や利益予想の分析にさいし公正価値情報を利用するつもりがあるかどうかをたずねた結果は表16の通りであった。

利用するつもりと回答した18%にその内容をたずねたところ表17の結果が得られた。

公正価値情報の開示要求により経営戦略に何らかの変更をきたしたかどうかを作成者側に質問したところ表18の回答を得た。

表17 利用の内容

資産の質	27%
資本力	27%
資産・負債管理	18%
金利管理	23%
市場リスク	23%
その他	9%

表18 公正価値情報開示が経営戦略に及ぼす影響

なんら変化無し	96%
短期投資目標に集中した	2%
その他	2%

表19 公正価値見積り方法・仮定の標準化の必要性

	作成者側	利用者側
標準化は必要である	65%	77%
必要でない	23%	23%
回答無し	2%	

公正価値情報の開示要求により企業の戦略が影響されることがなかったことがわかる。

(4) 見積り方法等の標準化

基準書107号は市場相場価格が入手可能でない場合、財務諸表の作成者に限られた指針しか与えていない。これは作成者側での公正価値の見積りに高度の判断の要素を与えることになるが、開示された公正価値の比較可能性や信頼性の観点から公正価値見積りに使用する方法や仮定を標準化する必要があるかどうか作成者と利用者の両方に質問をした。その結果は表19の通りである。

標準化するとした場合いかなる機関がこれを行うかについての回答は表20の通りである。

表20 標準化の設定主体

	作成者側	利用者側
FASB	46%	27%
SEC	2%	9%
AICPA		
その他の政府規制機関	2%	
産業団体	13%	
権威ある団体が標準化すべきでない	35%	
その他	2%	5%
金融機関の自発的行動		27%

(5) 改善の方向

利用者に対して財務諸表開示制度の一部として公正価値の開示を存続すべきかどうかを利用者に質問したところ41%は存続すべきとしたが、32%は否定した。決定するのは時期尚早としたのが27%であった。しかし、利用者の90%以上は公正価値の開示を改善すべきであるとした。利用者があげた改善についてのコメントには以下のものがあげられる。

- ・ 個別問題領域への注目
- ・ 標準的価格情報源、方法、開示様式及びアノマリーについての経営者の説明
- ・ 統一標準
- ・ 資産及び負債に関する詳細
- ・ 仮定の説明
- ・ 資産及び負債の時価評価に用いられた方法とそれを用いた理由の説明
- ・ コア預金、生命保険契約及びリース価値も含めるべき
- ・ 帳簿価額と公正価値の差が重要かどうかの検討
- ・ 原価と時価の傾向の指示。割引率及び他の仮定の具体的開示

財務諸表の利用者に公正価値より有用なものがあるかどうかを作成者に質問したところ表21の回答が得られた。

表21 開示が求められる対象

金利リスクの開示の拡大	41%
延滞貸出金の開示の拡大	13%
ローン・ポートフォリオのリスク開示の拡大及び ローン・ポートフォリオの信用分類の確認	30%
貸出金の集中	13%
その他	15%
無回答	13%

6 公正価値の見積り方法——貸出金及びオフ・バランス金融商品

市場相場価格が入手可能でない場合、公正価値を見積ることは高度に主観的で、作成者側に著しい判断を要求することになる。そこで貸出金とオフ・バランス金融商品についてその公正価値の見積り方法をみてみる⁷³⁾。

(1) 貸出金の公正価値の見積り方法

貸出金は金融機関にとっての主たる資産であり、この公正価値の見積りは企業評価及び企業間比較にとって重要であるが、ほとんどの金融機関にとって、今回の基準書の施行以前は貸出金の公正価値を見積ることはしていなかった。

貸出金には個人貸出金、工業貸出金、抵当及び不動産貸出金、金融機関貸出金、リース金融等各種の種類がある。また質的に見ると、利息等が問題なく入金している正常貸出金と利息収入の認識を止めた貸出金や、貸出条件の再交渉により現在の市場金利より低い水準の利率に変更された貸出金である延滞貸出金に分かれる。これらについてその公正価値の見積り方法を調べた。その結果が表22、表23、および表24に示されている。

正常貸出金の場合のみならず、延滞貸出金の場合にも公正価値の見積り方法としてもっとも使用されているのは、割引キャッシュ・フロー法である。割引キャッシュ・フロー法の計算因子は、キャッシュ・フローの見積額と割引率である。この二つの計算因子についての仮定如何により計算値（公正価値）は異なる。

表22 正常貸出金と延滞貸出金の評価は別個に行われているかどうか

81%	延滞貸出金の公正価値の評価は正常貸出金とは別個に行っている。
17%	延滞貸出金と正常貸出金を区別していない。
2%	not applicable

表23 正常貸出金の種類別にどのような公正価値の見積り方法を用いましたか

	A	B	C	D	E	F	NR
不動産貸出金	2	80	0	7	4	0	7
商工業貸出金	0	88	2	4	4	0	2
金融機関貸出金	0	74	0	9	4	0	13
外国政府及び公共機関貸出金	6	46	0	2	11	0	35
外国再融資ローン	11	26	0	0	11	0	52
消費者貸出金	17	76	0	2	4	0	7
住宅担保貸出金	43	48	0	4	4	0	4
クレジット・カード	11	37	0	30	4	0	16
レバレッジド・ローン	0	54	0	0	2	2	42

- A 類似貸出金の市場価格
 B 割引キャッシュ・フロー法
 C 独立の貸出金価格決定機関からの評価
 D 帳簿価額
 E その他の方法 (具体的に)
 F 公正価値の見積りは実行可能でない
 NR 回答無し

表24 延滞貸出金の公正価値はどのような方法で見積りましたか

予想されるキャッシュ・フローを用いた割引キャッシュ・フロー法	37%
見積り回収額	30%
担保がある場合、担保の価額	17%
契約上のキャッシュ・フローを用いた割引キャッシュ・フロー法	15%
類似の貸出金の市場価格	4%
その他	24%

正常貸出金の場合、前払い (期限前返済) の見積りとか返済不履行の可能性を割引キャッシュ・フロー法に組み入れて公正価値を見積るかであるが、前払いの見積りをしているのが61%、返済不履行の可能性を考慮しているとの回答

が57%であった。信用リスクをどう分析に組み入れるかであるが、貸出金の信用リスクの見積りとして貸倒引当金を公正価値の決定の場合には用いないで別個の分析をするとしたのが65%あった。別個の分析方法としては、信用リスクを割引率の修正要素として組み入れるというのが圧倒的であった。

割引率としては類似の貸出金の現行利率を用いたとするのが圧倒的であったが、前払いの見積りについてはキャッシュ・フローの額と時期の修正とするもの、割引率の修正とするもの、考慮しないものと多岐にわたっていた。

延滞貸出金の公正価値の見積りに割引キャッシュ・フロー法を用いる場合、キャッシュ・フローとして元本と利子とするもの28%、見積り回収額とするもの15%、元本のみとするもの11%というように多様である。また割引率も類似貸出金の現行利率とするもの20%、信用リスクを修正した率とするもの11%であった。これらのことから、割引キャッシュ・フロー法によって公正価値を見積る場合にはかなり主観的要素があり、これにより計算された公正価値が信頼性、比較可能性等の観点からどれだけ有用な情報となるか疑問が呈されたのである。具体的な指針が基準書107号には欠けていることがこのような状況を惹起しているのである。

(2) オフバランス項目

銀行が一般に扱うオフバランス項目には、金利スワップ、先渡し・先物取引契約、外国為替契約、オプション、ギャランティー、信用供与コミットメント、信用状が含まれるが、ギャランティー及び貸付関連商品以外のものについては、流通市場が存在するので、上場市場価格が得られる。オフバランス商品に関する公正価値の見積方法は表25の通りである。

金融機関が金融商品を保有する目的には金利リスク、為替リスク、流動性または市場リスクへのエクスポージャーを低減することがあるが、ヘッジ手段とヘッジ対象の公正価値を別個に計上するかまたはネットで計上するかという問題がある。

表25 オフバランス商品の公正価値の見積り方法

	市場価格	類似取引 商品の市価	価格 モデル	類似 契約額	DCF
外国為替契約	48%	11%	0%	9%	0%
先渡し・先物契約	52%	15%	2%	9%	0%
オプション契約	33%	9%	13%	9%	0%
金融ギャランティー	4%	2%	0%	28%	0%
信用供与コミットメント	5%	2%	0%	50%	2%
金利スワップ契約	37%	9%	15%	7%	11%
信用状	4%	0%	0%	52%	4%

公正価値の開示はすべての金融商品に対して要求されているので、利用者の多くは公正価値の開示が金融商品の種類ごとに行われると期待している。FASB も SEC もこの点に関し特に指針を出していないので、作成者はヘッジ関係の表示方法については弾力性を有している。作成者のサーベイによると、作成者の65%はヘッジ対象とは別にヘッジ手段の公正価値を開示していた。これらについては大概の作成者がヘッジ対象とヘッジ手段の関係を論じていた。11%がヘッジ対象とヘッジ手段とを結合してネットのみを開示していた。ヘッジの処理に関する弾力性のためにいくつかのオフバランス商品の公正価値の見積り方法と表示に違いがみられた。これにより、比較可能性が低下しているのは、利用者の評価で示されている通りである。

VI 基準書119号「金融派生商品及び金融商品の公正価値の開示⁷⁴⁾」の公表

基準書105号及び107号の公表により、金融商品の開示の問題は解決されたかに見えた。しかし、基準書105号は、デリバティブと呼ばれる金融派生商品の開示を求めているが、それは会計的損失のオフバランス・リスクを持つデリバティブについてのみであって、すべてのデリバティブについて開示を求めているわけではない。その後デリバティブに関する不祥事が続出⁷⁵⁾したことも

あって、デリバティブについてさらに透明性が要求されるようになった。例えば、中央銀行、国際業務を行う銀行・証券会社及び学会の代表をメンバーとする国際的な金融分野の政策機関であるグループ30は、1993年7月に「デリバティブ：実務と原理⁷⁶⁾」と題する報告書を発表し、その中でデリバティブ取引に関する情報の開示の必要性を提言している。また、投資管理研究協会（AIMR）の1993年のポジション・ペーパーのなかで、「金融商品のリスクは、FASB 基準書105号によって開示されてはいるが、その開示が財務諸表の各部分にバラバラにばらまかれていてほんの一部の専門家でかつ粘り強い読者しか完全には理解できないであろう⁷⁷⁾」と指摘し、デリバティブの開示の改善の必要性を強調している。米国会計検査院（GAO）は、連邦議会への報告書「金融派生商品：金融システムを保全するために必要な行動⁷⁸⁾」（1994年5月18日付）の中で、FASB への提言の一つとして、デリバティブの開示に関する公開草案を早急に実現するよう要請している。

デリバティブ活動の透明性の確保に必要な開示を関係各機関から求められた FASB は、1994年4月14日付で公開草案「金融派生商品及び金融商品の公正価値の開示⁷⁹⁾」を公表した。これはデリバティブの開示のみならず、金融商品の公正価値の開示も対象としている。それは、先の KPMG の調査でも明らかのように、公正価値情報についても利用者から改善の強い要求が寄せられていたことに応えたものである。

この公開草案に対し、144のコメント・レター⁸⁰⁾が寄せられた。財務会計基準審議会は、これらのコメント・レターを分析するとともに関連する団体と議論を重ね、公聴会を開催しないでも、これまでの情報に基づいて十分情報に精通した判断を下せるとの結論に至り、1994年10月に基準書119号「金融派生商品及び金融商品の公正価値の開示」を公表した。

1 基準書119号の内容

基準書119号は、金融派生商品を、先物、先渡し、スワップ、オプションの契約及び類似の特徴を有する他の金融商品と定義している。例えば、オプションに類似の特徴を有する他の金融商品としては、金利キャップ・フロアー、固定金利ローン・コミットメントをあげている⁸¹⁾。

(1) すべての金融派生商品に要求される開示

事業体は、財務諸表の本体又は付属注記の中で金融商品のカテゴリー別に次の情報を開示しなければならない⁸²⁾。

- a. 券面額又は契約額（券面額も契約額もない場合には想定元本額）
- b. 性質と条件、ここには少なくとも、① 当該金融商品の信用リスクと市場リスク、② 当該金融商品に伴う現金授受、及び③ APB 意見書22号「会計方針の開示」に従った関連会計方針の記述が含まれていなければならない。

基準書105号と異なるのは、基準書105号による開示が会計的損失のオフバランス・リスクを有する金融商品について要求されたのに対し、保有オプションに代表されるような会計的損失のオフバランス・リスクのない金融派生商品も開示の対象となったこと、及び金融商品のカテゴリー別に開示しなければならないことである。これにより金融派生商品取引の透明性が確保されると思われる。

(2) 金融派生商品が保有又は発行された目的の開示

(1)で要求される金融派生商品の開示は、トレーディング目的とトレーディング以外の目的に区分しなければならない⁸³⁾。

(3) トレーディング目的で保有又は発行した金融派生商品についての開示

金融派生商品をトレーディング目的で保有又は発行した事業体は、財務諸表の本体又は付属する注記のいずれかで次のことを開示しなければならない⁸⁴⁾。

- a. 金融派生商品を資産と負債に区分し、その期末の公正価値及び期中の公

正価値の平均

- b. 期中のトレーディング活動から生じる純利益又は損失（しばしばトレーディング純損益と呼ばれる）——商品種類、業務分野、リスク又はこれらの活動の管理実態に最も即した他のカテゴリー別に分類——及び損益計算書におけるこれらのトレーディング純損益の表示箇所。もし分類が商品種類以外のものである場合には、事業体はそれぞれのカテゴリーについて、トレーディング純損益が生じた金融派生商品、金融派生商品以外の金融商品及び非金融資産・負債の種類を記述しなければならない。

他の種類の金融商品又は非金融資産をトレードする事業体は、これらの資産及び負債の平均公正価値を開示することにより、そのトレーディング活動のより完全な姿を示すことが奨励されるが、要求はされない。

トレーディング目的の金融派生商品の公正価値の開示について、基準書107号で要求されていた期末価額に加えて期中平均価額が要求されるようになったこと、トレーディング活動による純損益をカテゴリー別に開示しなければならないこと、また商品以外のカテゴリーによる場合には、金融派生商品、金融派生商品以外の金融商品及び非金融資産・負債に区分して開示されねばならないことが、新たに要求されるようになった。

(4) トレーディング以外の目的で保有又は発行された金融派生商品の開示

トレーディング以外の目的で金融派生商品を保有又は発行している事業体は次のことを開示しなければならない⁶⁹。

- a. 事業体が金融派生商品を保有又は発行する目的、目的の理解に必要な背景説明、及び用いられた金融派生商品の種類を含めて目的達成のための戦略
- b. 保有又は発行金融派生商品の認識（あるいは認識しない理由）及び測定に関する方針を含む金融派生商品の財務諸表における報告の仕方、認識される場合には、これらの金融商品及び関連損益が貸借対照表及び損益計算

書のどこに表示されるかの記述

c. 予定取引（確定約定及び確定約定のない予想取引の両者を含む）のヘッジ目的で保有又は発行された金融派生商品については

- ① リスクがヘッジされている予定取引の記述（予定取引が生じると予想されるまでの期間を含む）
- ② 予定取引をヘッジするために用いられた金融派生商品の種類の記述
- ③ 明示的に繰り延べられたヘッジ損益の額
- ④ ヘッジ会計により繰り延べられた損益の損益計算書での認識をもたらす取引又はその他の事象についての記述

(5) 保有又は発行しているすべての金融派生商品について奨励される開示事業体が要求されはしないが開示することが奨励される定量的情報として、金融派生商品の金利、外国為替、商品価格、その他の市場リスクがあげられている⁸⁶⁾。これらの奨励される定量的情報の報告方法は、事業体ごとに異なるし、マメジメント・アプローチや測定技法が発展するにつれて進展していくと思われるが、可能性としては次のようなものの開示が考えられる⁸⁷⁾。(a)期末ポジションと期中の動きについての詳細 (b)市場価格の予想される範囲内での変動が株主持分や年次損益に及ぼす影響 (c)金利改定日別又は満期日別の金利ギャップ分析 (d)金融商品のデュレーション (e)金融派生商品のバリュエーション・アット・リスク及び報告期間末の他のポジションのバリュエーション・アット・リスク及び期中の平均バリュエーション・アット・リスク。

(6) 基準書107号の修正事項

基準書107号について、次の点が修正され、改善が図られている⁸⁸⁾。

(a) 基準書107号は、推定が実務的に可能である限り、金融商品の公正価値を財務諸表の本体又は付属する注記において開示することを規定しているが、119号は注記が数カ所にわたる場合には注記の一つに集約表を作成し、そこで公正価値と関連帳簿価額、並びに各注記との関連を明示するよう追加されている

る。

(b) 注記で開示される公正価値は含み損益が明らかにされるように帳簿価額を併記しなければならない。

(c) 公正価値の開示は、トレーディング目的の金融商品とそれ以外の金融商品とに区別して行わなければならない。

(d) 金融派生商品の公正価値の集計方法については、金融派生商品以外の金融商品の公正価値と合算又は相殺してはならない。また、他の金融派生商品と相殺して純額表示すべきではない。

2 基準書119号による開示例

(1) 金融商品の開示例についてのスペシャル・レポート

基準書105号、107号に加え、基準書119号が公表され、金融商品の開示問題については必要な対応がなされたといえる。事業体が、具体的に金融商品をこれらの基準に従って開示する場合の参考にする目的で、FASB は1994年12月にスペシャル・レポート「金融商品開示例⁶⁹⁾」を発表した。これは FASB から出版されたものであるが、これは決して権威ある文書でもなければ FASB の正式の立場を表すものでもないことには留意する必要がある。しかし、開示の雛形とでもいうべきもので、事業体が金融商品の開示を行う際には大いに参考になると思われる。このレポートでは事業体の例として、金融派生商品の利用が限定されている製造会社、金融派生商品を種々の目的で利用しているが、トレーディング目的で金融派生商品を保有することはない大規模製造会社、国内業務が中心の金融機関、及び国際的に業務を行っている金融機関の四つのタイプを挙げ、開示の雛形を示している。

(2) 具体的開示例

基準書119号は1994年12月15日以降に終了する会計年度から適用されるが、適用状況をいくつかの金融機関のアンニュアル・レポートにより調査してみる。

① 金融派生商品をトレーディング目的とそれ以外の目的に分けて開示

基準書119号は金融派生商品をトレーディング目的で保有または発行した場合とそれ以外の場合に分けて開示することを要求しているが、想定元本と信用リスク量をトレーディング目的とそれ以外の目的に分け、かつ金融商品の種類別に開示しているバンクアメリカの例を示すと次の通りである。

② トレーディング目的の金融派生商品の公正価値の開示

基準書119号ではトレーディング目的の金融派生商品については、期末の公正価値に加えて、期中平均値を開示することが要求されている。バンクアメリカの開示は表28の通りであった。

③ 開示基準を超える自発的ディスクロージャー

米国の主要金融機関のなかには、FASB の基準書で要求されている水準だけではなく奨励されている事項を自主的・積極的に開示する姿勢が窺える。特に

表26 トレーディング目的のために保有または発行された金融派生商品の想定元本額、信用リスク額およびクレジット・エクスポージャー額

(百万ドル)	1994年12月31日			1993年12月31日		
	想定 元本	信用 リスク	クレジット エクスポージャー	想定 元本	信用 リスク	クレジット エクスポージャー
金利契約						
金利スワップ	\$348,515	\$4,971	\$1,960	\$232,327	\$6,739	\$3,212
先物・先渡し契約						
購入コミットメント	95,010	192	192	7,950	8	6
売却コミットメント	116,408	35	35	81,017	36	25
発行オプション	35,909	-	-	29,576	-	-
購入オプション	44,779	441	279	27,866	340	221
総金利契約	640,621	5,639	2,466	428,736	7,123	3,464
外国為替契約						
直物・予約・先物契約	630,867	6,623	2,234	424,790	4,486	3,025
発行オプション	19,617	-	-	9,566	-	-
購入オプション	18,861	267	208	10,026	147	135
通貨スワップ	21,943	1,595	1,353	21,735	1,837	1,616
総外国為替契約	691,288	8,425	3,795	466,117	6,476	4,776
株価指数オプション及び 商品契約	825	9	6	-	-	-
総計	1,332,734	14,133	6,267	894,853	13,593	8,240

表27 資産・負債管理目的のために保有または発行された金融派生商品の想定元本額及び信用リスク額

(百万ドル)	1994年12月31日		1993年12月31日	
	想定元本	信用リスク	想定元本	信用リスク
金利契約				
金利スワップ	\$32,867	\$120	\$26,342	\$109
先物・先渡し契約	28,773	-	28,951	-
購入オプション	4,510	43	8,600	18
総金利契約	66,143	163	63,893	127
外国為替契約				
直物・予約・先物契約	1,383	-	1,083	-
通貨スワップ	443	129	288	89
総外国為替契約	1,826	129	1,371	89
合計	67,973	292	65,264	216

市場リスクの定量的情報であるバリュエ・アット・リスクを開示している例が多くみられる。日々のトレーディング損益額をヒストグラムで図解し、その信頼区間の幅と、バリュエ・アット・リスクの期中平均値を比較している J. P. Morgan の例を示すと以下の通りである。

マーケット・リスク・プロフィール

結合されたトレーディング活動に対する Daily Earnings at Risk (Value at Risk のこと、DEaR と略す) の見積りは1994年12月31日で終了する12ヶ月について、平均してほぼ15百万ドルで、範囲はほぼ10百万ドルから26百万ドルにわたっている。

トレーディング・ポートフォリオの市場リスクの水準は市場要因、顧客活動の水準及び価格と市場動向の期待とともに変わる。1994年度中当社は一般的に適度なリスクポジションを維持した。

日々のトレーディング収益の頻度分布が以下に示されている。1994年12月31日に終了する12ヶ月間の日々の収益の平均は5.8百万ドルであった。この平均の周りの図1の分布は分散化された顧客志向の当社のグローバル・トレーディング活動を反映している。当社は DEaR と日々の収益を比較することにより、DEaR の見積りの合理性を評価している。図1のヒストグラムで示された平均収益の周り標準偏差1.65で表される信頼範囲は、1994年12月31日で終了する12ヶ月について平均 DEaR 16百万ドルである。これを平均 DEaR の見積り値15百万ドルと比較する。世界的金融市場のボラティリティの増

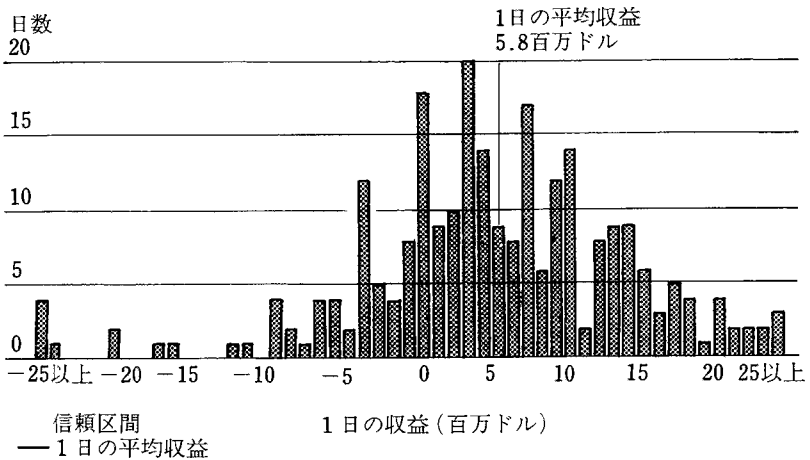
表28 トレーディング目的の金融派生商品の公正価値の開示

(百万ドル)	1994年12月31日		1993年12月31日
	年間平均 公正価値	期末 公正価値	期末 公正価値
金利契約			
金利スワップ			
資産	\$2,230	\$1,960	\$557
負債	(1,659)	(1,588)	
先物及び先渡し契約			
資産	149	227	
負債	(133)	(189)	(9)
オプション発行	(292)	(299)	397
オプション購入	283	279	401
金利契約合計	<u>578</u>	<u>390</u>	<u>552</u>
外国為替契約			
直物・予約・先物			
資産	3,393	2,234	
負債	(3,744)	(2,766)	(150)
オプション発行	(238)	(228)	(163)
オプション購入	221	208	145
通貨スワップ			
資産	1,538	1,353	
負債	<u>(1,729)</u>	<u>(1,494)</u>	<u>(223)</u>
外国為替契約合計	<u>(559)</u>	<u>(693)</u>	<u>(391)</u>
株価指数オプション及び商品契約			
資産	9	6	-
負債	<u>(9)</u>	<u>(7)</u>	-
株価指数オプション及び商品契約合計	<u>-</u>	<u>(1)</u>	-
総計	<u>\$19</u>	<u>\$ (304)</u>	<u>\$161</u>

加にもかわならず、当社のリスク測定見積りと一致して、日々の収益が関連 DEaR 見積値の額以上日々の収益の平均に不足するのは1994年度中のトレーディング日のほぼ5%である。

デリバティブの信用リスクについても基準を超える開示を行う例もみられる。バンカーズ・トラストは内部格付けのランクに従い、信用リスク量（再構築コ

図1 トレーディング収益の頻度分布



スト)を区分し、ネットティング及び担保の効果も併せて表29のように開示している。

Ⅶ 我が国におけるデリバティブ情報開示の現状と今後の動向

以上検討してきたように、米国では金融機関のみならず一般事業会社もデリバティブをはじめとする金融商品についての広範な開示が要求されており、企業内容の透明性が十分に確保されていることが分かる。最後に、金融商品開示に関する日本の現状と今後の我が国のあり方について検討することにする。

表29 デリバティブ関連信用リスク

(百万ドル) 1994年12月31日	再構築 コスト	再構築コ スト(ネッ ティング後)	保有または 適用担保	ネット ィング、担保後 再構築 コスト	収益
顧客内部格付け					
1から4	\$24,866	\$11,685	\$1,514	\$10,144	93%
5	1,500	951	290	661	6%
6から8	323	280	148	132	1%
合計	26,689	12,916	1,979	10,937	100%

1 金融商品情報開示に関する我が国の現状

企業会計審議会は1990年(平成2年)5月29日に「先物・オプション取引等の会計基準に関する意見書等について」と題する報告書を公表した。この報告書は、前文に続き第一部「先物・オプション取引等に係る時価情報の開示に関する意見書」と第二部「先物取引に係る会計処理に関する中間報告」から構成されている。

第二部の中間報告は先物取引の会計処理基準を検討した結果、確定基準を定めるのは時期尚早であるとして、検討結果を今後の基準作成のための材料として提供している。このことから明らかのように、我が国では先物取引をはじめとするデリバティブに関する制度として確定された会計処理基準は存在しない。デリバティブの開示基準としては、本報告書の第一部を受けて、1990年12月25日付で「財務諸表等の監査証明に関する省令等の一部を改正する省令」(大蔵省令第41号)が公布された。これにより、「企業内容等の開示に関する省令」の一部が改正され、有価証券届出書、有価証券報告書及び半期報告書において、市場性ある有価証券及び先物・オプション取引等の時価情報の開示が義務づけられた。その内容は以下の通りである。

市場性のある有価証券として開示の対象となる有価証券は、取引所に上場されている有価証券及びこれに準ずる有価証券で、開示すべき情報としては決算時における有価証券の貸借対照表価額、これに対応する時価及び評価損益である。開示の方法は流動資産と固定資産に区分し、さらに株式、債券等の種類別に開示する。

先物・オプション取引について開示の対象とする取引は、取引所に上場されている証券・金融先物及び同オプション取引である。オプション取引のうち債券店頭オプションや店頭通貨オプションのような店頭オプションは時価情報の開示の対象から外されている。開示の方法については次のように述べている。先物取引に係る時価情報は、株式、債券、金利等の種類ごとに売建・買建別に

開示する。またオプション取引に係る時価情報は、株式、債券、金利等の種類ごとに売建・買建、コール・プット別に開示する。

以上の開示基準から、次のことが言えよう。

(1) 上場されている有価証券、先物、オプション取引については、その時価情報をかなり詳細に開示することが求められている。たとえば、オプションについて種類ごとに買建か売建かに分け、さらにコールとプットに分けて示している情報は米国の公正価値情報と比べて決して遜色のない情報開示であるといえる。

(2) しかし、上場されていない有価証券、オプション取引については時価の算定が困難であるという理由で、開示の対象から外されている。これは米国の公正価値情報が客観的なものに限定されることなく、割引キャッシュフロー法やオプション価格決定モデル等の評価モデルによる見積値を許容していることと比べるときわめて限定されていると言わざるを得ない。

(3) デリバティブ取引が盛んに行われるようになってきたが、その中心的な取引はスワップ取引である。我が国では、スワップ取引が開示の対象から外されているため、デリバティブ取引の肝心の部分が開示されない結果となり、このためデリバティブ取引全体の透明性が欠けていると指摘されよう。

2 金融制度調査会「金融機関のデリバティブ取引の情報開示について」 (1995年5月)の公表

デリバティブ取引が金融・資本市場の自由化や金融商品の価格変動の拡大に伴い、市場参加者のリスクヘッジニーズに応える手段として、近年拡大の一途をたどっている。金融機関は一般事業会社等のリスクヘッジニーズに応えるとともに自己のリスク管理のためにもデリバティブ取引に関与する割合が増加している。金融機関にとって、デリバティブ取引はその重要な業務の一環となっている。このため、金融制度調査会の「金融機関のディスクロージャーに関する

る作業部会」は、デリバティブ取引の健全な発展を図るには金融機関によるリスク管理体制の確立を促し、金融機関の経営の健全性を確保するための環境を整備することが喫緊の課題であると認識した。その環境整備の一環として、デリバティブ取引を行っていく上で金融機関が基本的に管理すべきリスクに関する情報等を適切に開示するという観点から、デリバティブ取引のディスクロージャー制度の改善も重要な検討課題であるとして、1994年4月よりデリバティブ取引の情報開示のあり方を審議してきた。その検討結果が金融制度調査会「金融機関のディスクロージャーに関する作業部会」報告として1995年5月に公表された。我が国ではデリバティブの開示を求める最初の公表物であるとともに今後の方向を示唆するものでもあると思われるのでその内容をみとめることにする。

(1) 開示すべき情報

開示されるべき情報としては、金融機関のデリバティブ取引の実態及びデリバティブ取引が金融機関経営に与える影響等を明らかにする観点から、①取引規模を把握するための情報としての想定元本額、②金融機関がデリバティブ取引を行っていく上で基本的に管理すべき各種のリスクに関する情報、③現時点における損益状況を把握するための情報としての公正価値(時価)等が考えられるとし、具体的に次の情報の開示を求めている。

イ 想定元本額

想定元本額は、それ自体必ずしもリスクの大きさを表すものではないが、それはデリバティブ取引の規模を表す代表的な指標であると同時に潜在的な信用リスクや流動性リスクの大きさを把握する手がかりとなるので、開示することが適当である。

ロ 信用リスク

オンバランス取引においては、貸出等の元本そのものが回収不能になりうるため、契約金額(元本金額)そのものが信用リスクにさらされる。こ

れに対し、デリバティブ取引においては、契約金額（想定元本額）全額が損失につながるわけではなく、取引相手方がデフォルトを起こした場合に被る損失額は、その時点で同額のキャッシュ・フローを新たに構築するためのコスト（再構築コスト）として計測されるのが一般的である。

このような意味での信用リスクは、店頭取引の場合、金融機関がデリバティブ取引を行っていく上で把握すべき基本的なリスクの一つであり、金融機関経営に与える要因を示す情報として開示することが適当である。

ただし、信用リスクとして再構築リスクを計測する体制の整っていない金融機関があることに配慮して、現在バーゼル銀行監督委員会の自己資本比率規制において暫定的に使用が認められているオリジナル・エクスポージャー方式による開示も当面併用することとし、同方式の廃止とともに、再構築コストによる開示に統一することが適当である。

ハ 公正価値（時価）

金融機関の金融商品取引には、預金・貸出等の将来にわたるキャッシュ・フローの獲得を目的に行われる従来型のバンキング取引のほかに、為替、債券等の市場価格の変動を利用して収益をあげることを目的に短期的に売買を繰り返すトレーディング取引がある。このうち、トレーディング取引については、その取引の性格からしても、また適切なリスク管理を行う上でも時価によるリスク等の把握が不可欠である。

また今後、マーケットリスク規制が導入されると、国際統一基準適用行は所要自己資本の算出に当たりトレーディング勘定については、デリバティブを含む金融商品の公正価値を算出することが求められる。

こうしたことから、少なくとも国際統一基準適用行については、マーケットリスク導入とともにさしあたり公正価値を算出する必要性が高いトレーディング勘定について、その公正価値を開示することが適当である。

ニ マーケットリスク

マーケットリスクに関する情報は、当面任意開示項目とする。ただし、今後マーケットリスク規制が導入されると、国際統一基準適用行は直面するマーケットリスク額を計測し、これに見合う自己資本の保有を求められることになる。従って、マーケットリスク規制導入後は、少なくとも国際統一基準適用行については同基準に基づいて計測したマーケットリスク額を開示項目とすることが適当である。

(2) 定量的情報を補完する定性的情報

定性的情報として以下の情報の開示が適当であるとしている。

① 定量的な情報に関する補足説明

- a 信用リスク・エクスポージャーや公正価値等を計測するのに用いた方法
- b 各種のリスクに関する説明等

② 実際に取り扱っているデリバティブ商品の説明

- a 取扱商品の内容の説明
- b 取扱商品に係る各種リスクの内容の説明等

③ デリバティブ取引に対する取り組み姿勢等の説明

- a デリバティブ取引の取り組み状況、利用目的
- b 各種リスクに対する管理体制等

(3) 自主開示の奨励

以上のように報告書は定量的情報及び定性的情報として開示すべき情報を明らかにしているが、報告書では、これらの開示範囲は最低限の目安であり各金融機関が自主的な判断でこれを超える開示を行うことは積極的に評価すべきことであるとして、自主開示を奨励している。

本報告書はディスクロージャーの拡充が金融機関の透明性を高め金融機関の自己規正を促すことにより経営の健全性に資するだけでなく、金融システム全体の安定性の確保にも寄与するものであることを強調している。

3 結び

本報告書はたとえ金融機関だけに対しデリバティブ取引の開示を求めるものであっても、その意義は計り知れないほど大きいと思われる。本報告書に沿った銀行のデリバティブ取引の開示は銀行法第21条に基づいたいわゆるディスクロージャー誌の中で行われることになるとと思われる。証券取引法に基づく開示は金融機関も対象であるが、主として一般事業会社を想定していることもあって、デリバティブ取引の開示に関しては目下のところ積極的であるとは思われない。こうした状況の下で、金融機関については自己資本比率規制が絡んでいるとはいえ、デリバティブ取引の開示をディスクロージャー誌の上で行うことは大きな進歩であり、国際的にみても決して後れをとるものではないといえよう。

金融機関によるデリバティブ取引の開示が定着すれば、次は一般事業会社による開示ではないか。デリバティブ取引について社会的な不祥事が発生したり透明性の欠如が問題になってから取り組むのでは遅きに失することになるであろう。米国の金融商品開示基準は金融機関のみならずすべての事業会社に対して適用される。我が国においてもデリバティブを中心とする金融商品について、会計処理基準はさておき、少なくとも開示基準は整備充実する時期ではないだろうか。金融制度調査会の報告書はこのことを物語っているのではないだろうか。企業会計審議会等での早急な対応が望まれる。

注58) Financial Accounting Standards Boards, Statement of Financial Accounting Standards No. 107, *Disclosures about Fair Value of Financial Instruments*, Dec., 1991.

59) Financial Accounting Standards Boards, Exposure Draft, *Disclosures about Market Value of Financial Instruments*, December 31, 1990.

60) 204通の内訳は学界7通、銀行57通、政府機関5通、産業界79通、保険5通、会計専門家22通、証券界3通、公益事業23通、その他3通であった (Financial Accounting Standards Boards, Public Record on Statement of Financial Accounting Standards No. 107, *Disclosures about Fair Value of Financial Instruments*, p. 35)。

61) FASB, SFAS No. 107, op. cit., par., 36.

- 62 Ibid., par. 41.
- 63 Ibid., par. 5.
- 64 Ibid., par. 40
- 65 Ibid., par. 41 and 42.
- 66 Ibid., par. 10.
- 67 Ibid., par. 11.
- 68 Ibid., par. 12.
- 69 Ibid., par 14.
- 70 KPMG, Principles & Presentation Series 1993 Edition, Financial Institutions Volume I, pp. 172-173.
- 71 KPMG, *Fair Value of Financial Instruments, Disclosure & Reaction, A Study of Bank Holding Company Annual Reports for 1992*, Sep. 1993.
- 72 Ibid., pp 13-23.
- 73 Ibid., pp. 24-31
- 74 Financial Accounting Standards Boards, Statements of Financial Accounting Standards No. 119, *Disclosure about Derivative Financial Instruments and Fair Value of Financial Instruments*, Oct. 1994.
- 75 レバレッジ金利スワップの利用により巨額の損失を被ったプロクター・アンド・ギャンブル、ギブソン・グリーティングス、エア・プロダクツ・ケミカルズの例が1994年に入り明らかとなった。また、アスキーン・キャピタル・マネジメントはモーゲージ担保証券取引の失敗で破産した。
- 76 The Group of Thirty, Global Derivatives Study Group, *Derivatives: Practices and Principles*, July 1993
- 77 The Association for Investment Management and Research, *Financial Reporting in the 1990s and Beyond*, 1993, p. 30.
- 78 General Accounting Office, *Financial Derivatives. Action Needed to Protect the Financial System*, May 18, 1994.
- 79 Financial Accounting Standards Boards, Exposure Draft, *Disclosure about Derivative Financial Instruments and Fair Value of Financial Instruments*, April 14, 1994.
- 80 FASB, SFAS No 119, op. cit par. 29.
- 81 Ibid., par. 5 及び 6。
- 82 Ibid., par 8.
- 83 Ibid., par. 9
- 84 Ibid., par. 10.
- 85 Ibid., par. 11.
- 86 Ibid., par 12.
- 87 Ibid., par. 13
- 88 Ibid, par. 15.
- 89 Clark M. Antis, FASB Special Report, *Illustrations of Financial Instrument Disclosures*, Financial Accounting Standards Boards, Dec., 1994.